

【特集】 平成27年4月スタート 「子ども・子育て支援新制度」

◎問合せ 本所子育て推進課 ☎25 - 2111内線148



【城南幼稚園の元気な子供たち】
城南幼稚園は来年4月、認定こども園(幼保連携型)に移行します。

全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるように、そして全ての子供たちが笑顔で成長していけるように、来年四月、「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートする予定です。

今回の特集では、新制度の主な内容と、来年度の認定こども園、保育所の園児募集についてお知らせします。



「子ども・子育て支援新制度」とは？

平成二十四年八月に成立した「子ども・子育て関連三法」(子ども・子育て支援法)、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく制度のことをいいます。

子供や子育てをめぐる様々な課題の解決と、全ての子供が健やかに成長することができる社会の実現を目的に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の、量の拡充や質の向上を進めていくための新しい制度です。

新制度のポイント

▼「認定こども園」の普及

これまで、小学校就学前の

施設としては、幼稚園と保育所の二つが多く利用されてきました。新制度では、これらの施設に加え、幼稚園と保育所の良いところを一つにし、幼児期の学校教育と保育を総合的に提供する「認定こども園」の普及を図っていくこととしています。認定こども園は、幼稚園のように一日四、五時間利用する子供も、保育所のように長時間利用する子供も一緒に教育や保育を受けられる施設です。本市でも、来年四月に認定こども園がオープンする予定です。

▼保育の場の拡充

新制度では、少人数での保育を実施する「地域型保育事業」が創設され、新たに市の認可事業となります。保育ニーズが高まっている低年齢児を対象とし、地域の様々な状況に合わせた保育の場を確保していく取り組みです。待

新制度における「教育・保育の場」

保育所

0～5歳



就労等のため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間 夕方までの保育の他、園によって延長保育を実施

利用できる保護者 共働き世帯等、家庭で保育のできない保護者

幼稚園

満3～5歳



小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う学校

利用時間 昼過ぎ頃までの教育時間の他、園によって預かり保育等を実施

利用できる保護者 制限なし

※園の意向によって新制度に移行しない園もあります。

認定こども園

0～5歳



教育と保育を一体的に行う施設

- ▷ 幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です
- ▷ 認定こども園は、認可の種類によって、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型に分かれます

地域型保育

0～2歳



少人数の単位で、0～2歳の子供を預かる事業

- ▷ 新制度では、新たに市の認可事業となります
- ▷ 地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保していきます

【認定こども園 3つのポイント】

- 1 満3歳以上の子供へ、保護者の就労状況に関わりなく、教育・保育を総合的に提供します
- 2 満3歳以上の子供は、保護者の就労状況が変わっても、通い慣れた園を継続して利用できます
- 3 入園していなくても、子育て相談や親子の集いの場などの子育て支援を利用できます

【地域型保育 4つのタイプ】

- 1 **家庭的保育 (保育ママ)** 少人数 (定員5人以下) を対象に保育
- 2 **小規模保育** 少人数 (定員6～19人) を対象に保育
- 3 **事業所内保育** 事業所の保育施設等で、従業員の子供と地域の子供を保育
- 4 **居宅訪問型保育** 個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1で保育

新制度における施設利用の流れ

新制度では、施設等(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)を利用する際に、利用のための認定を受けていただきます。認定には、子供の年齢や利用先の希望等によって、三つの区分があります。その認定区分に応じて利用できる施設が決まります。手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。来年度の認定こども園、保育所の園児募集については五ページをご覧ください。

▼地域の子育て支援の充実
新制度は、全ての子育て家庭を支援する仕組みです。家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近な所で子育て相談等が受けられる「地域子育て支援拠点」、昼間家庭に保護者のいない小学生が放課後に過ごす場としての「放課後児童クラブ」など、地域の様々な子育て支援についても充実を図っていきます。

新制度では、施設等(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)を利用する際に、利用のための認定を受けていただきます。認定には、子供の年齢や利用先の希望等によって、三つの区分があります。その認定区分に応じて利用できる施設が決まります。手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。来年度の認定こども園、保育所の園児募集については五ページをご覧ください。

〈平成27年度入園〉 — 利用手続きの流れ —

3つの認定区分

1号認定 満3歳以上・教育標準時間認定

子供が満3歳以上で、教育を希望する場合

利用先 → 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

子供が満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先 → 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

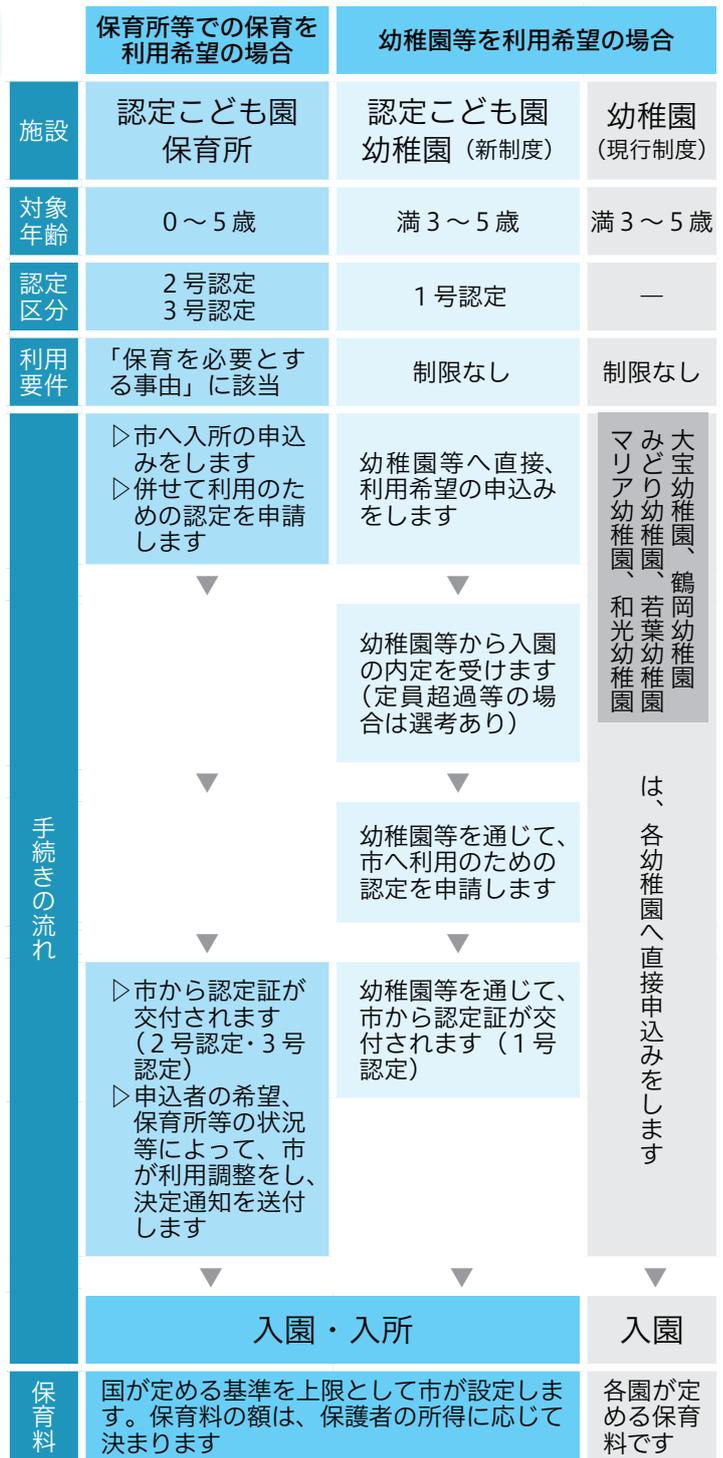
子供が満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先 → 保育所、認定こども園、地域型保育

保育を必要とする事由

(次のいずれかに該当することが必要です)

- 就労（フルタイムの他、基本的に全ての就労）
 - 妊娠、出産
 - 保護者の疾病、障害
 - 同居または長期入院等している親族の介護・看護
 - 災害復旧
 - 求職活動（起業準備を含む）
 - 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
 - 虐待やDVのおそれがあること
 - 育児休業取得中に、既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であること
 - 上記に類する状態として市が認める場合
- ※同居の親族が子供を保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。
- ※この他、保育認定（2号・3号認定）に当たっては、就労を理由とする場合等の保育の必要量が考慮されます。



鶴岡市の取り組み

新制度の取り組みは、住民に最も身近な市町村が中心となって進めていきます。

本市では、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズを把握するため、昨年十月に調査を実施しました。

この結果や現在の子育て支援の実施状況、今後の人口推計等を踏まえ、国の定める基本方針に基づき、平成二十七年から五年間を計画期間とする「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この事業計画をはじめ、新制度に関する必要な事項を審議するため、「地方版子ども・子育て会議」として「鶴岡市児童福祉審議会」を設置しています。審議会は、児童の保護者、児童福祉事業等の従事者、学識経験者等で構成され、幅広い見地からの意見を施策に反映するためのものです。

今後、子供一人ひとりの健全やかな育ちを支える施策を総合的に検討し、施設・事業等様々な支援メニューの中から、地域の実情に見合ったものを計画的に整備、実施していきます。



♠ = 認定こども園(幼保連携型)
 ◆ = 認定こども園(幼稚園型)
 ♥ = 認定こども園(保育所型)
 ◎ = 保育所

来年度 入園児 募集

■対象

本市に住民登録しており、両親が仕事や病気等のため、保育を必要とする児童(出生予定、本市へ転入予定の児童も受け付けます)

■申込書の配布

10月15日(金)から右の表の各園、本所子育て推進課及び各地域庁舎市民福祉課で配布します

■申込書の受付

10月15日(金)～30日(金)に上記配布場所で受け付けます(できるだけ第1希望の園へお申し込みください)

■提出書類

入所申込書(認定申請を兼ねる)、就労証明書、保育料納付誓約書、口座振替依頼書等

■入園の決定

来年1月下旬に郵送で通知予定です

※入園手続き等の詳細は、申込書と同時に配布する「入園のてびき」を参考にしてください。

※定員は、現行の認可定員であり、新規受入人数ではありません。各園及び年齢によって新規受入人数は異なり、若干名となる園もあります。

※新規受入可能人数以上の申込みがあった場合は、面接等で調整することになります。対象者には郵送で通知します。

※年度途中の入園希望も、受付期間内にお申し込みください。期間外の申込みには対応できない場合があります。

※各園の受入年齢は就学前までですが、下記の園は受入年齢が異なります。

〈鶴岡地域〉

- ・大山保育園…4歳児まで
- ・常念寺保育園分園…1歳児まで

〈藤島地域〉

- ・藤島くりくり保育園…2歳児まで

〈櫛引地域〉

- ・くしびき保育園…2歳児まで

【鶴岡地域】

問各園または本所子育て推進課☎内線148へ

園名	最小受入年(月)齢	最長保育時間	定員	電話番号
♠城南(のぞみ町)	3か月	7:30～19:00	120人	☎24-7164
♥(予定)りっしょう(加茂)	2か月	7:00～19:00	60人	☎33-3067
♥にしごう(下川)	3歳	7:30～19:00	40人	☎76-2412
◎かたばみ(家中新町)	3か月	7:30～18:30	100人	☎22-0686
◎東部(日出一丁目)	3か月	7:15～19:00	120人	☎22-2142
◎西部(新海町)	3か月	7:30～18:30	100人	☎23-5646
◎南部(美原町)	3か月	7:30～18:30	120人	☎22-0527
◎松原(宝町)	3か月	7:15～19:00	100人	☎29-1501
◎荘内教会(本町三丁目)	2か月	7:30～19:00	70人	☎25-7070
◎常念寺(睦町)	2か月	7:00～19:00	120人	☎24-9055
◎常念寺分園(睦町)	2か月	7:00～19:00	30人	☎24-9110
◎道形(道形町)	2か月	7:20～19:00	100人	☎22-5841
◎新形(新形町)	2か月	7:30～19:00	90人	☎23-2568
◎ちとせ(稻生一丁目)	5か月	7:20～19:00	60人	☎22-0742
◎美咲(美咲町)	2か月	7:00～19:00	70人	☎28-3331
◎美咲の森(美咲町)	2か月	7:00～19:00	75人	☎24-5555
◎由良(由良一丁目)	3か月	7:00～19:00	45人	☎73-2276
◎大山(大山二丁目)	2か月	7:30～19:00	150人	☎33-2033
◎大山分園(大山二丁目)	5歳	7:30～19:00	40人	☎33-3250
◎栄(播磨)	5か月	7:30～18:00	50人	☎29-2102
◎大泉(白山)	6か月	7:30～18:30	90人	☎23-7332
◎湯田川(藤沢)	2か月	7:30～18:30	50人	☎35-2017
◎民田(民田)	5か月	7:30～18:00	40人	☎24-4517
◎小堅(堅苔沢)	6か月	7:30～18:00	20人	☎73-2330
◎上郷(みずほ)	2か月	7:30～18:00	60人	☎35-3392
◎田川(田川)	6か月	7:30～18:00	30人	☎35-2715
◎三瀬(三瀬)	2か月	7:00～19:00	50人	☎73-3500
◎黄金(青龍寺)	6か月	7:30～18:00	70人	☎24-4645
◎ひばり(下川)	5か月	7:30～19:00	100人	☎75-3033
◎ほなみ(高田)	3か月	7:15～18:45	90人	☎28-2152

※「城南」「りっしょう」「にしごう」の各園名は仮称です。

【藤島地域】

問各園または藤島庁舎市民福祉課☎内線117へ

園名	最小受入年(月)齢	最長保育時間	定員	電話番号
◆(予定)いなば(藤島)	3歳	7:30～19:00	70人	☎64-2310
◎藤島くりくり(藤島)	6か月	7:30～19:00	90人	☎64-2167
◎藤島こりす(藤の花一丁目)	3歳	7:30～19:00	220人	☎78-2588

【羽黒地域】

問各園または羽黒庁舎市民福祉課☎内線503へ

園名	最小受入年(月)齢	最長保育時間	定員	電話番号
◎大東(羽黒町手向)	1歳	7:30～18:00	45人	☎62-2156
◎貴船(羽黒町後田)	6か月	7:30～19:00	120人	☎62-2155
◎いずみ(羽黒町山野山)	6か月	7:30～19:00	120人	☎62-2153

【櫛引地域】

問各園または櫛引庁舎市民福祉課☎57-2116へ

園名	最小受入年(月)齢	最長保育時間	定員	電話番号
◎くしびき(上山添)	2か月	7:15～19:15	60人	☎57-5081
◎くしびき東部(黒川)	6か月	8:00～18:00	50人	☎57-4153
◎くしびき西部(上山添)	3歳	7:15～19:15	90人	☎57-2848
◎くしびき南部(東荒屋)	6か月	8:00～18:00	50人	☎57-2845

【朝日地域】

問各園または朝日庁舎市民福祉課☎内線325へ

園名	最小受入年(月)齢	最長保育時間	定員	電話番号
◎朝日(下名川)	6か月	7:30～19:00	120人	☎53-2969

【温海地域】

問各園または温海庁舎市民福祉課☎43-4613へ

園名	最小受入年(月)齢	最長保育時間	定員	電話番号
◎五十川(五十川)	2か月	7:45～17:30	30人	☎45-2056
◎あつみ(温海)	2か月	7:45～17:30	80人	☎43-3901
◎鼠ヶ関(鼠ヶ関)	2か月	7:45～17:30	40人	☎44-2133
◎山戸(山五十川)	2か月	7:45～17:30	20人	☎45-2718
◎福栄(木野俣)	2か月	7:45～17:30	30人	☎47-2883